

日田市公共下水道事業経営戦略

団	体	名	:	日田市							
事	業	名	:	公共下水道事業							
策	定	日	:	令和	6	年	3	月			
計	画	期	間	:	令和	6	年度	～	令和	15	年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和56年4月1日 (供用開始後43年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	全部適用 (平成29年4月1日)
処理区域内人口密度	36.1人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	1処理区		
処 理 場 数	1箇所(日田終末処理場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成14年4月1日 コミュニティプラント(高瀬地域下水道)の統合を行った。 平成29年1月1日 コミュニティプラント(光岡地域下水道)の統合を行った。 平成30年4月1日 農業集落排水施設2処理区のうち1処理区(三ノ宮地区)の統合を行った。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	【現行の使用料体系】 一般家庭用の使用料は、10㎡まで定額の基本使用料と、基本水量を超過した水量にかかる超過使用料の合計額で、超過使用料については、汚水量が多いほど単価が高くなる逓増制を採用している。 水道水を使用した場合の汚水量は、水道メーターの指針により算定した水量とするが、水道水以外の水（地下水）は水道メーターに反映されないことから、下記のように汚水量を認定する。 ① 地下水のみを使用する場合…一月につき1人当たり6㎡とする。 ② 水道水と地下水を併用する場合…①により算出した水量の2分の1に、水道メーターの指針により算定した水量を加算する。 【使用料体系の趣旨】 基本水量超過分については、少量部分の使用料を低廉なものとする事で、一般家庭等の負担軽減を図っている。			
	種別	区分	汚水量	使用料 (円)
	一般汚水	基本使用料	10㎡まで	1,520
		超過使用料 (1㎡につき)	10㎡を超え20㎡までの部分	161
			20㎡を超え30㎡までの部分	170
			30㎡を超え40㎡までの部分	178
			40㎡を超え50㎡までの部分	200
			50㎡を超え100㎡までの部分	215
			100㎡を超える部分	238
	業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	業務用としての使用料体系は設定しておらず、一般家庭用と同様である。		

その 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	【公衆浴場用の使用料体系】 公衆浴場については、一般汚水とは異なり、基本使用料及び超過使用料を設定せず、汚水量のみにより算定する特別な使用料体系を採用している。 【使用料体系の趣旨】 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第3条及び第6条に基づき、公衆浴場の経営の安定化を図るための負担軽減措置として、低廉な使用料としている。						
	種別		汚水量		使用料 (円)		
	公衆浴場用(温泉水を含む)		1㎡につき		41		
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和2年度	3,130	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和2年度	3,418	円
	令和3年度	3,130	円		令和3年度	3,430	円
	令和4年度	3,130	円		令和4年度	3,429	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	上下水道局 局長1 経営管理課 課長1 経営係 主幹(総括)1、主査3、主事1、主事補2 窓口係 主幹(総括)1、主任1、主事1 施設工務課 課長1 庶務係 主幹(総括)1、主査1、主事補1 水道係 主幹(総括)1、主幹1、主査1、主任1、技師1、技師補2 下水道係 主幹(総括)1、主査2、技師1、会計年度2 浄水係 主幹(総括)1、主査2 施設係 主幹(総括)1、主査1、主事1、主事補1 <table><tr><td>局長</td><td>1</td><td>事務職員</td><td>14</td></tr><tr><td>経営管理課</td><td>11</td><td>技術職員</td><td>20</td></tr><tr><td>施設工務課</td><td>24</td><td>会計年度職員</td><td>2</td></tr><tr><td>合計 36 (実働)</td><td colspan="3">※ 正規職員 + 会計年度職員2</td></tr></table>	局長	1	事務職員	14	経営管理課	11	技術職員	20	施設工務課	24	会計年度職員	2	合計 36 (実働)	※ 正規職員 + 会計年度職員2		
局長	1	事務職員	14														
経営管理課	11	技術職員	20														
施設工務課	24	会計年度職員	2														
合計 36 (実働)	※ 正規職員 + 会計年度職員2																
事 業 運 営 組 織	平成29年4月1日より、公共下水道事業の公営企業会計への移行とともに、水道課(管理係・工務係・浄水係)及び下水道課(管理係・下水道係・施設係)を廃止し上下水道局に再編を行い、また、令和元年7月1日から窓口・徴収業務の一部を民間委託することで、事務や作業の効率化を図った。																

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	処理場、中継ポンプ場及びマンホールポンプの運転管理業務等のほか、令和元年7月1日より窓口・徴収業務の一部を民間委託している。																
	イ 指定管理者制度	該当なし																
	ウ PPP・PFI	該当なし																
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等） *4	<table><tr><th>発電施設</th><th>施設規模</th><th>設置年月</th><th>発電量</th></tr><tr><td>太陽光</td><td>20 kW</td><td>H15. 1</td><td>397,684 kWh</td></tr><tr><td>小水力</td><td>3.7 kW</td><td>H24. 3</td><td>85,590 kWh</td></tr><tr><td>バイオガス</td><td>95 kW</td><td>H23.11</td><td>9,321,925 kWh</td></tr></table> ※発電量は令和4年度までの累計 いずれも施設規模は小さいものの、自家消費により経費節減の一助となっている。	発電施設	施設規模	設置年月	発電量	太陽光	20 kW	H15. 1	397,684 kWh	小水力	3.7 kW	H24. 3	85,590 kWh	バイオガス	95 kW	H23.11	9,321,925 kWh
	発電施設	施設規模	設置年月	発電量														
太陽光	20 kW	H15. 1	397,684 kWh															
小水力	3.7 kW	H24. 3	85,590 kWh															
バイオガス	95 kW	H23.11	9,321,925 kWh															
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等） *5	該当なし																

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

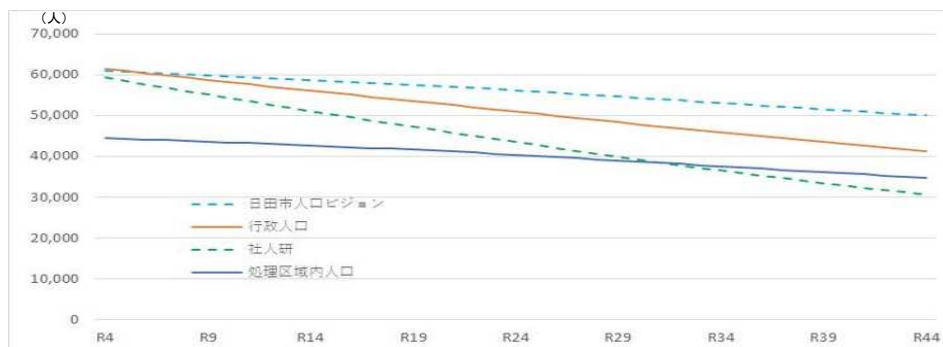
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙の「経営比較分析表」令和4年度において、経費回収率は100%を超えており、今後の投資・財政計画においても100%前後で推移する見込みから、分流式下水道に要する資本費の基準外の繰入金、維持管理費の赤字補填が発生しないことを示している。次に、汚水処理原価は155.02円で使用料単価の155.86円を下回っており、また、汚水処理原価は類似団体平均より低い。このことから、現在の下水道使用料の水準は適正と考えられる。

2. 将来の事業環境

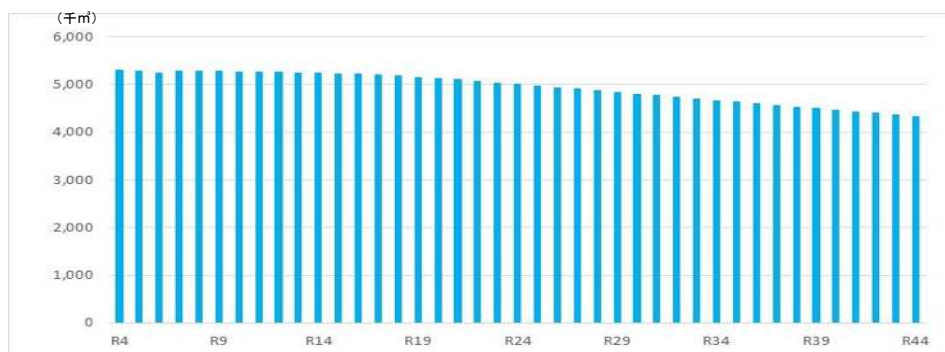
(1) 処理区域内人口の予測

行政人口は、「国立社会保障・人口問題研究所」の推計人口と、「日田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の推計人口との中間値を採用した。なお、処理区域内人口は、(行政人口×処理区域内人口の割合×処理区域内人口の増加率)で推計を行った。



(2) 有収水量の予測

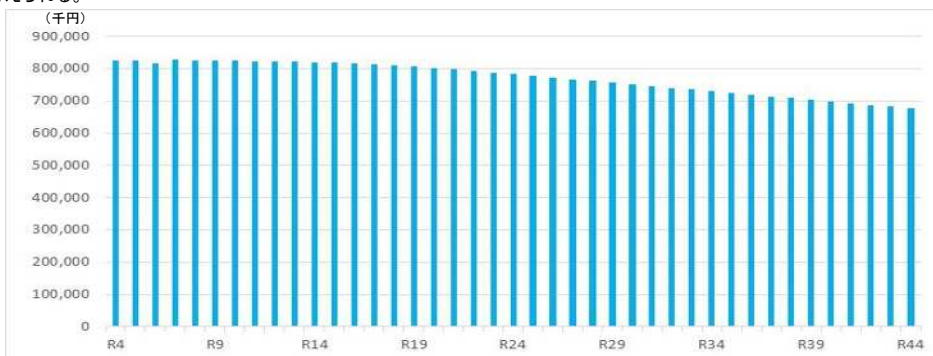
有収水量は、(処理区域内人口×処理区域内人口1人あたり有収水量)+(中高層の有収水量+温泉水の有収水量)により推計を行った。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は、有収水量×1m³あたりの単価により推計を行った。

見通しについては、処理区域内人口の減少や節水機器の普及などにより、今後は、年間有収水量が減少していくと考えられることから、比例して使用料収入も減少していくものと考えられる。



(4) 施設の見通し

本市の公共下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を目的に昭和56年4月1日に供用開始し43年目を迎えるが、主要な設備には供用開始時のものが多く、効率的な改築が課題となっている。令和2年度にストックマネジメント計画を策定し、設備単位の緊急度等を整理しており、計画的な更新を実施していく。

(5) 組織の見通し

平成29年度に上下水道局を設置し、水道事業と下水道事業を実施している。また、令和2年度から簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業を公営企業会計に移行したことから、上下水道事業を一体と捉え上下水道局としての適正な職員配置に努める。

3. 経営の基本方針

市民生活や社会経済活動に欠かせないライフラインを所管し、安全・安心はもとより、将来にわたり継続的にサービスを提供することが重要である。また、公営企業としての独立採算を基本とした効率的で持続可能な事業運営が求められる中、昨今の下水道使用料収入の減少、将来の老朽化した施設の計画的な更新等の課題を踏まえ、効率的かつ安全で安定的な事業運営に努める。なお、雨水対策については、水害に強いまちづくりを目指し、雨水出水による浸水被害の軽減に向けた取組を進める。また、国が推進しているデジタル推進化及びウォーターPPPの導入の検討を行う。

- ①水洗化の普及
普及促進については、水洗化促進の文書を毎年送付する等、今後も引き続き、地域の水洗化率向上に取り組む。
- ②下水道施設の長寿命化の推進
昭和56年度供用開始であり、現在のところ法定耐用年数を超過した管渠はないが、ストックマネジメント計画を策定し施設の長寿命化等に要する費用の抑制や平準化を図る。
- ③下水道財政の健全化
令和2年度から公営企業会計に移行したことにより、統一的な指標により他団体との比較等の分析を行うことで経営の現状や課題を把握し、経営基盤の強化や健全性の向上を図る。
- ④広域的な汚水処理計画の検討状況
大分県及び県下他市町村と方針等について検討を進める。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	下水道施設のストックマネジメントにより事業の効率化を図るとともに、雨水排水施設の計画的な整備による浸水被害の軽減を図る。
-----	--

- ・汚水管渠
汚水整備は、平成31年度に概成し、今後は管路の長寿命化対策で定期的な点検及び修繕計画の策定を行ない、計画的な管路更新を実施する。
- ・処理場
処理施設は、ストックマネジメント計画(令和2年度策定)に基づき、計画的な施設更新を実施する。
- ・雨水対策
日田市雨水対策基本計画に基づき、計画的な整備を実施する。なお、花月川改修工事の関連については、策定中の日田市雨水管理総合計画に基づき、計画的な整備を実施する。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	今後の投資・財政計画では、経費回収率が100%前後で推移し、使用料単価150円/㎡を超える見込みであることから、引き続き健全な運営に努める。 企業債残高対事業規模比率が類似団体より高いことから、下水道事業債及び資本費平準化債の借入を抑え経営改善を図る。
-----	---

- ・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
汚水管渠の整備は、平成31年度に概成したことから、処理区域内拡大に伴う使用料収入増加は見込めない。処理区域内人口の減少傾向を考慮して緩やかに減収すると見込む。
- ・国庫補助金等に関する事項
補助制度に関する情報に注視し、活用可能な国庫補助制度や県の補助制度を積極的に活用して財源の確保に努める。
- ・企業債に関する事項
令和2年度より資本費平準化債の借入により、企業債償還金の不足額を補っているが、元金償還額の減少により令和12年度までの見込みである。また、特別措置分の借入については、令和17年度で終了する見込みである。
- ・繰入金に関する事項
基準内繰入金については、総務省通知「地方公営企業繰出金について」により、雨水処理に要する経費、分流式下水道に要する経費等の繰出基準に基づいて算定した全額を一般会計が負担するが、使用料で賄えない収支均衡までの額としている。
基準外繰入金については、地方公営企業法第17条の3の災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合に限り一般会計が負担する。
- ・その他「投資試算」等と均衡させるための財源の確保等の取組に関する事項
中・長期間の試算では、令和22年度以降に企業債の元金償還金が減価償却費を下回ることによって内部留保資金が増加する見込みである。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・職員給与費に関する事項
賃金上昇率は、「給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント(人事院)」の行政職員の平均年間増減率を基に推計。
- ・動力費、委託料、修繕費、その他の経費に関する事項
内閣府「中長期の経済財政に関する試算(令和5年1月)」の消費者物価上昇率を基に推計。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	デジタル推進化に向けて、他市と共同で取り組む。
投資の平準化に関する事項	管路や施設等の更新について、その必要性や優先順位を適切に判断し、効率的な更新計画を策定することで投資の平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	国が推進しているウォーターPPPについて導入の検討を行い、円滑な下水道事業の推進を図る。
その他の取組	日田市雨水対策基本計画に基づき、計画的な整備を実施する。なお、花月川改修工事の関連については、策定中の日田市雨水管理総合計画に基づき、計画的な整備を実施する。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現在の使用料は、計画期間内の経費回収率が100%前後で推移することから、総括原価方式による資産維持費の導入については、今後の更新事業の増大による費用の増加を中長期的に判断し、使用者負担の期間的公平を確保する観点により定期的に検証を行う。
資産活用による収入増加の取組について	処理場に太陽光発電設備を設置予定。
その他の取組	他事業体の先進事例等を参考にして、本市において導入可能であるか検討を行う。効率化・経営健全化の取り組みについては、ロードマップへ業績目標等を示す。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	ウォーターPPPによる、管理・更新一体マネジメントの導入を検討する。
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	各機器類の更新での省エネに加え、創エネに取り組む。
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画により効率的に実施し、修繕費を抑制する。
委託費に関する事項	各種業務における外部委託の可能性を検討する。
その他の取組	水道事業等と共同発注を行うことなどにより、経費の節減を図る。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	PDCAサイクルを動かせる必要があることから、概ね5年ごとに見直しを行い、経営戦略の事後検証及び更新を行う予定である。また、有識者で構成された日田市上下水道事業運営検討委員会を開催することとしており、時代にあった適切な経営戦略となっているか、第三者の目からも検証を行っていく。なお、関連施策の変更等、計画に大きな修正が必要となった場合は、計画の見直しを行う。
---------------------	---

経営比較分析表（令和4年度決算）

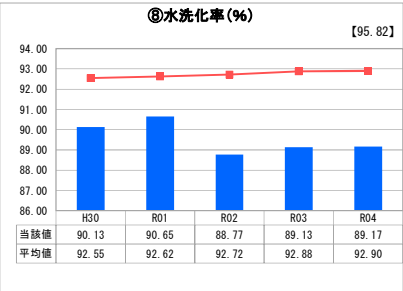
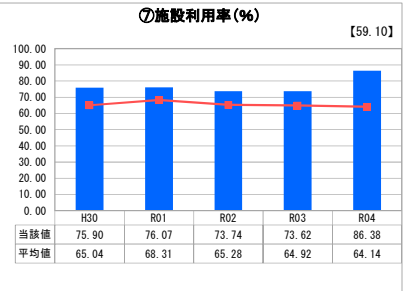
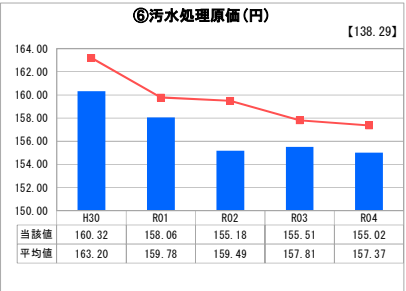
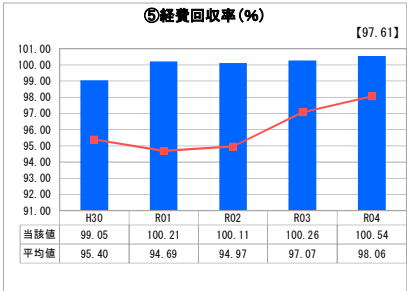
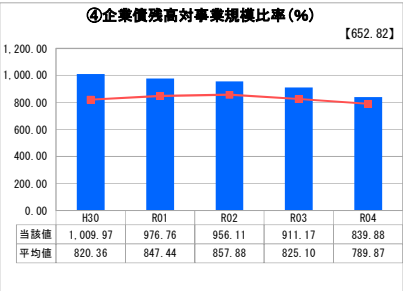
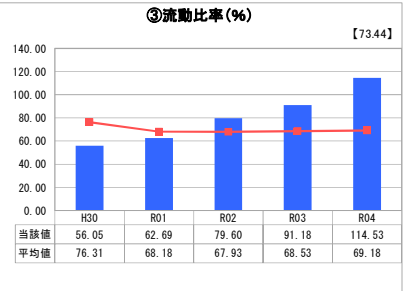
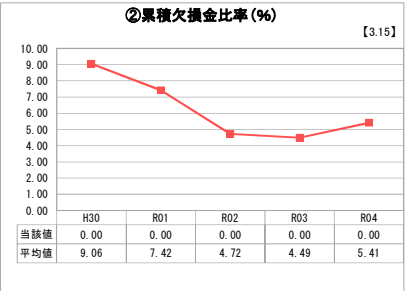
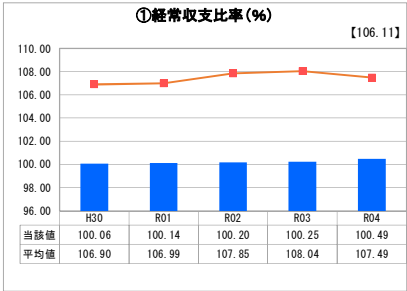
大分県 日田市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Bd1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	66.02	72.35	88.05	3,130

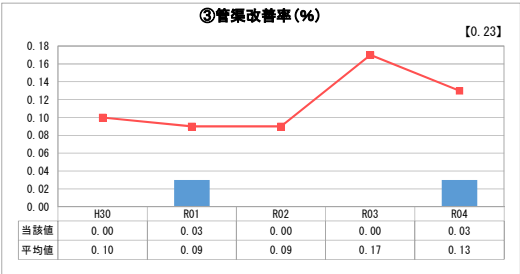
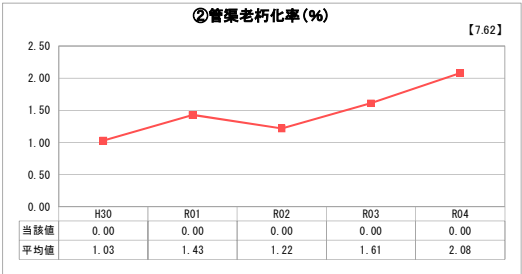
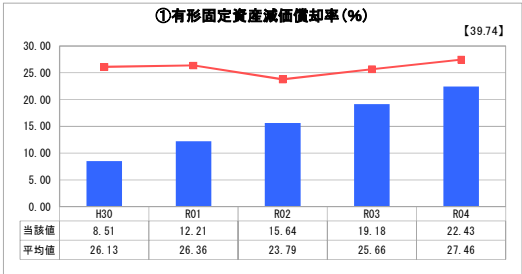
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
62,080	666.03	93.21
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
44,493	12.34	3,605.59

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



1. 経営の健全性・効率性について

①全国・類似団体平均よりも低い、100%は超えている。ただし、使用料で賄えない資本費に対する繰入金を含んだ数値である。
②累積欠損金は生じていない。
③令和2年度より、資本費平準化債等の借入を行い、流動資産が増加したことで、昨年度より改善した。
④全国・類似団体平均に比べて高い水準にあり、企業債への依存度が高い。汚水管の整備が概成したこと、今後当分の間は投資額の減少に伴い、企業債残高も減少していく見込みである。
⑤100%を超えているが、①と同様に資本費に対する繰入金を含んだ数値である。
⑥類似団体平均よりもやや低い、全国平均よりも高い。資本費の負担が大きく、今後の投資の抑制が課題である。
⑦全国・類似団体の平均よりも高く、効率的に施設の利用がなされていると言える。
⑧全国・類似団体の平均よりも低い水準である。今後は、処理区域の拡大は見込めないため、現在の処理区域内での接続率向上に努めていく。

2. 老朽化の状況について

①全国・類似団体平均と比較して低い水準にあるが、法適用以前の減価償却累計額が貸借対照表に計上されていないために、実際よりも低い数値が反映されていると考えられる。
②供用開始から42年であり、現在のところ法定耐用年数を超過した管渠は存在しない。
③法定耐用年数を超過した管渠がないため、低い水準となっている。

全体総括

当市の公共下水道事業は、平成29年度から法の全部を適用し、公営企業会計へと移行した。その結果、資本費の負担が大きい現状が見えてきた。資本費への繰り入れは、基準に則り、最低限となるよう行っているため、利益による剰余が少ない状況である。
また、資金的収支に余裕がなく、一般会計からの基準外繰入を行っている。令和4年度も、基準外繰入を減らしていくために、資本費平準化債等の活用を行った。
施設については、管渠の法定耐用年数を迎えるまで8年を残しているが、今後の更新では、将来の人口減少を見据えて資本費の削減に努めなければならない。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出してしています。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分			(決 算)	[決 算]										
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	921,509	952,270	951,305	928,158	931,407	933,840	934,888	934,987	936,689	940,133	940,598	939,360
		(1) 料 金 収 入	826,254	824,740	817,381	826,547	825,807	824,908	823,923	822,888	821,877	820,685	819,423	817,997
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
		(3) 他 会 計 負 担 金	94,929	127,021	133,194	100,881	104,870	108,202	110,235	111,369	114,082	118,718	120,445	120,633
		(4) そ の 他	326	509	730	730	730	730	730	730	730	730	730	730
	収 入	2. 営 業 外 収 益	757,288	895,920	851,587	793,500	795,607	820,287	834,513	845,483	863,668	845,793	821,385	802,091
		(1) 補 助 金	163,936	236,481	206,306	202,053	206,824	226,397	235,412	243,523	265,202	253,611	257,572	259,251
		他 会 計 補 助 金	163,936	236,481	206,306	202,053	206,824	226,397	235,412	243,523	265,202	253,611	257,572	259,251
		そ の 他 補 助 金												
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	589,219	606,361	588,007	590,726	588,062	593,169	598,380	601,239	597,745	591,461	563,092	542,119
収 益 的 支 出	収 益	(3) そ の 他	4,133	53,078	57,274	721	721	721	721	721	721	721	721	721
		収 入 計 (C)	1,678,797	1,848,190	1,802,892	1,721,658	1,727,014	1,754,127	1,769,401	1,780,470	1,800,357	1,785,926	1,761,983	1,741,451
		1. 営 業 費 用	1,528,824	1,704,534	1,666,928	1,602,179	1,613,554	1,647,516	1,668,152	1,685,188	1,709,850	1,699,147	1,681,285	1,666,787
		(1) 職 員 給 与 費	100,118	108,392	113,605	113,719	113,833	113,947	114,061	114,175	114,289	114,403	114,517	114,631
		基 本 給 与 費	53,047	54,045	56,849	56,906	56,963	57,020	57,077	57,134	57,191	57,248	57,305	57,362
	支 出	退 職 給 付 費	4,287	7,442	7,281	7,288	7,295	7,302	7,309	7,316	7,323	7,330	7,337	7,344
		そ の 他	42,784	46,905	49,475	49,525	49,575	49,625	49,675	49,725	49,775	49,825	49,875	49,925
		(2) 経 費	351,921	505,239	473,945	393,864	404,468	425,751	434,265	442,950	469,991	461,208	470,432	479,841
		動 力 費	51,086	48,911	52,955	51,408	52,436	70,315	71,721	73,155	74,618	76,110	77,632	79,185
		修 繕 費	37,715	47,716	45,278	46,093	47,015	47,955	48,914	49,892	50,890	51,908	52,946	54,005
支 出	支 出	委 託 料	203,656	338,711	303,802	223,159	230,349	231,320	235,946	240,665	263,660	250,751	255,766	260,881
		そ の 他	59,464	69,901	71,910	73,204	74,668	76,161	77,684	79,238	80,823	82,439	84,088	85,770
		(3) 減 価 償 却 費	1,076,458	1,085,342	1,078,593	1,093,811	1,094,468	1,107,033	1,119,041	1,127,278	1,124,785	1,122,751	1,095,551	1,071,530
		(4) 資 産 減 耗 費	327	5,561	785	785	785	785	785	785	785	785	785	785
		2. 営 業 外 費 用	141,815	139,218	131,526	116,527	111,486	106,415	101,053	95,086	90,311	86,583	80,502	74,468
	支 出	(1) 支 払 利 息	139,332	127,939	120,539	113,948	108,870	103,728	98,327	92,321	87,507	83,738	77,616	71,539
		(2) そ の 他	2,483	11,279	10,987	2,579	2,616	2,687	2,726	2,765	2,804	2,845	2,886	2,929
		支 出 計 (D)	1,670,639	1,843,752	1,798,454	1,718,706	1,725,040	1,753,931	1,769,205	1,780,274	1,800,161	1,785,730	1,761,787	1,741,255
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)	8,158	4,438	4,438	2,952	1,974	196	196	196	196	196	196	196
		特 別 利 益 (F)		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
特 別 損 失 (G)	5,402	1,685	1,685	199	199	199	199	199	199	199	199	199		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 5,402	△ 1,682	△ 1,682	△ 196	△ 196	△ 196	△ 196	△ 196	△ 196	△ 196	△ 196	△ 196	△ 196	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			2,756	2,756	2,756	2,756	1,778	0	0	0	0	0	0	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)														
流 動	流 動	流 動 資 産 (J)	950,127	898,981	910,521	952,368	973,096	986,788	990,763	991,121	977,097	963,053	947,366	920,978
		う ち 未 収 金	95,399	92,014	90,940	91,749	91,756	91,666	91,559	91,445	91,332	91,202	91,063	90,906
		流 動 負 債 (K)	829,561	811,793	827,429	807,258	800,707	758,784	784,772	804,072	749,520	726,200	727,270	726,177
		う ち 建 設 改 良 費 分	676,552	661,252	661,252	626,046	606,761	552,675	568,971	584,175	530,510	508,099	511,592	514,530
		う ち 一 時 借 入 金												
流 動	流 動	う ち 未 払 金	107,605	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
		累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)												
		地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	153,009	150,541	166,177	181,212	193,946	206,109	215,801	219,897	219,010	218,101	215,678	211,647
		営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	921,509	952,270	951,305	928,158	931,407	933,840	934,888	934,987	936,689	940,133	940,598	939,360
		地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)	17	16	17	20	21	22	23	24	23	23	23	23
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)			△ 797,118	△ 748,440	△ 744,344	△ 771,156	△ 779,150	△ 780,679	△ 774,962	△ 771,224	△ 758,087	△ 744,952	△ 731,688	△ 709,331
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)			921,509	952,270	951,305	928,158	931,407	933,840	934,888	934,987	936,689	940,133	940,598	939,360
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)			△ 87	△ 79	△ 78	△ 83	△ 84	△ 84	△ 83	△ 82	△ 81	△ 79	△ 78	△ 76

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決 算)	前年度 〔 決 算 〕 〔 決 見 込 〕	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
資本的収入 資本的支出	資本的収入	1. 企 業 債	403,700	515,600	524,400	520,800	493,300	407,000	379,600	469,200	441,500	267,700	242,400	258,600
		うち 資 本 費 平 準 化 債	205,000	183,000	170,000	122,000	100,000	38,800	48,300	58,100	3,400			
		う ち 特 別 措 置 分	51,300	47,200	43,800	38,600	35,300	28,600	27,900	27,200	19,500	12,500	9,400	6,800
		2. 他 会 計 出 資 金	193,503	46,076	57,032	67,497	74,055	79,980	85,270	91,308	88,498	81,904	76,041	71,216
		3. 他 会 計 補 助 金												
		4. 他 会 計 負 担 金	13,265	7,454	2,443	12,006	10,867	9,836	8,903	8,058	7,293	6,601	5,975	5,408
		5. 他 会 計 借 入 金												
		6. 国（都道府県）補助金	166,567	206,722	202,031	347,220	344,700	307,550	297,800	290,550	408,050	287,550	172,550	272,550
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金												
	8. 工 事 負 担 金	4,925	3,317		36,900	142,000	24,000							
	9. そ の 他	467	515	515	551	587	623	659	695	731	463	423	375	
	計 (A)	782,427	779,684	786,421	984,974	1,065,509	828,989	772,232	859,811	946,072	644,218	497,389	608,149	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純 計 (A)-(B) (C)	782,427	779,684	786,421	984,974	1,065,509	828,989	772,232	859,811	946,072	644,218	497,389	608,149	
	資本的支出	1. 建 設 改 良 費	396,732	583,216	602,143	807,640	916,600	730,100	655,600	736,100	891,100	600,100	450,100	570,100
		うち 職 員 給 与 費	18,122	16,810	22,445	22,467	22,490	22,512	22,535	22,557	22,580	22,603	22,625	22,648
		2. 企 業 債 償 還 金	721,879	700,265	701,876	683,223	678,973	637,621	666,080	690,976	641,407	618,109	620,693	621,208
		3. 他会計長期借入返還金												
		4. 他会計への支出金												
		5. そ の 他	467	515	515	551	587	623	659	695	731	463	423	375
計 (D)	1,119,078	1,283,996	1,304,534	1,491,414	1,596,160	1,368,344	1,322,339	1,427,771	1,533,238	1,218,672	1,071,216	1,191,683		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		336,651	504,312	518,113	506,440	530,651	539,355	550,107	567,960	587,166	574,454	573,827	583,534	
補填財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	315,494	470,839	482,588	464,779	488,241	500,957	517,471	526,467	541,848	546,119	548,932	556,585	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	2,756	2,756	2,756	2,756	2,756	1,778							
	3. 繰 越 工 事 資 金													
	4. そ の 他	18,401	30,717	32,769	38,905	39,654	36,620	32,636	41,493	45,318	28,335	24,895	26,949	
	計 (F)	336,651	504,312	518,113	506,440	530,651	539,355	550,107	567,960	587,166	574,454	573,827	583,534	
補填財源不足額 (E)-(F) (G)														
他会計借入金残高 (G)														
企 業 債 残 高 (H)		8,632,687	8,448,022	8,270,546	8,108,123	7,922,450	7,691,829	7,405,349	7,183,573	6,983,666	6,633,257	6,254,964	5,892,356	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決 算)	前年度 〔 決 算 〕 〔 決 見 込 〕	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収 益 的 収 支 分		251,371	356,072	333,239	296,665	305,416	328,312	339,351	348,587	372,970	366,006	371,685	373,543
	うち 基 準 内 繰 入 金	250,648	350,920	330,446	293,100	301,183	323,654	334,604	343,746	368,115	361,424	367,408	369,591
	うち 基 準 外 繰 入 金	724	5,152	2,793	3,565	4,234	4,659	4,747	4,841	4,855	4,582	4,277	3,952
資 本 的 収 支 分		193,503	46,076	57,032	67,497	74,055	79,980	85,270	91,308	88,498	81,904	76,041	71,216
	うち 基 準 内 繰 入 金	43,446	43,030	48,324	53,040	53,881	54,602	55,586	58,347	53,484	45,597	38,157	32,416
	うち 基 準 外 繰 入 金	150,057	3,045	8,708	14,457	20,174	25,378	29,684	32,961	35,014	36,307	37,884	38,800
合 計		444,875	402,148	390,271	364,162	379,471	408,292	424,621	439,895	461,468	447,910	447,726	444,759

日田市公共下水道事業経営戦略ロードマップ

令和6年3月策定

1 経費回収率向上に向けたロードマップ

国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」(令和2年7月21日付、国水
下企第34号)を踏まえ、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、経費回収率の向上に向けたロードマッ
プを策定することが求められています。

当市では、今後の下水道施設老朽化に伴う更新需要の増加や、人口減少に伴う下水道使用料収入の減少など、資産の適切な維持のための財源確保が必要となること等を踏まえ、経営戦略の改定に合わせて、収支均衡の整合性について検証し、下水道使用料改定の必要性を検討します。

年度 項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
経営戦略改定作業	◎					◎					◎
経営戦略計画期間											
使用料の検討											
使用料改定※必要時のみ					◎					◎	

2 業績目標

将来の推計においては、当市の経費回収率は当面100%前後で維持する見込みです。現時点では、下水道使用料の水準は適正であると判断していますが、毎年度、経営戦略の進捗管理を行い、必要な対策を講じることで経費回収率100%を維持します。

・実施予定時期

令和6年度～令和15年度(10年間)

3 下水道使用料等について

令和4年度における水洗化率が89.2%であり、類似団体平均92.9%と比較して低いことから、供用開始区域内の未接続世帯に対し、普及促進活動を実施し、水洗化率の向上へ取り組むことで適正な収益を確保します。

4 業務効率化の取組み

共同化としてデジタル推進化に向けて他市と共同で取り組み、また、民間活力の活用としてウォーターPPPIについて導入の検討を行い、円滑な下水道事業の推進を図り効率的な事業運営を目指します。

[illegible]